

【公開版】

提出年月日	令和2年4月28日 R6
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第23条：放射線管理施設

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

事業指定基準規則第23条と許認可実績・適合方針との比較

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

放射線管理施設について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 23 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第 1 表)

第1表 事業指定基準規則第23条と再処理施設安全審査指針 比較表

事業指定基準規則 第23条（放射線管理施設）	再処理施設安全審査指針	備考
<p>第二十三条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設をいう。</p>	<p>（指針6）</p> <p>1. 作業環境における放射線被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の作業環境を監視，管理するため，線量率，空気中の放射性物質濃度等の監視系統及び測定機器並びに線量率の異常な上昇に対する警報系統を設けること。 (2) 上記監視系統及び警報系統からの主要な情報は，適切な場所において集中して監視できる設計であること。</p> <p>2. 放射線業務従事者の個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理のため，適切な外部被ばく管理機器及び内部被ばく管理機器を備えること。</p> <p>3. 管理区域の区分 再処理施設の管理区域は，線量率，空気中の放射性物質濃度及び表面汚染密度の程度に応じて適切に区分し，適切な出入管理等を行える設計であること。</p> <p>（指針9）</p> <p>1. 再処理施設の主要な箇所においては，線量率，空気中の放射性物質濃度等の測定を行える設計であること。</p> <p>4. 上記1，2及び3に述べた施設内及び環境における放射線監視については，事故時においても線量率，放射性物質濃度等に関する情報を得られるような設計であること。</p>	<p>変更なし</p>

<p style="text-align: center;">事業指定基準規則 第23条（放射線管理施設）</p>	<p style="text-align: center;">再処理施設安全審査指針</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p>2 放射線管理施設には，放射線管理に必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>（解釈） 2 第2項に規定する「必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる」とは，制御室において放射線管理に必要なエリア放射線モニタによる空間線量率を，また，伝達する必要がある場所において管理区域における空間線量，空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度をそれぞれ表示できることをいう。</p>	<p>（指針6） 1. 作業環境における放射線被ばく管理 （1）放射線業務従事者の作業環境を監視，管理するため，線量率，空気中の放射性物質濃度等の監視系統及び測定機器並びに線量率の異常な上昇に対する警報系統を設けること。 （2）上記監視系統及び警報系統からの主要な情報は，適切な場所において集中して監視できる設計であること。</p> <p>（指針9） 1. 再処理施設の主要な箇所においては，線量率，空気中の放射性物質濃度等の測定を行える設計であること。 4. 上記1，2及び3に述べた施設内及び環境における放射線監視については，事故時においても線量率，放射性物質濃度等に関する情報を得られるような設計であること。</p>	<p>変更なし</p>

事業指定基準規則第23条と許認可実績・適合方針との比較 (1/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>(放射線管理施設)</p> <p>第二十三条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p> <p>(第23条 放射線管理施設)</p> <p>1 第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設をいう。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>記載なし</p> <p>リ. 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 出入管理関係設備</p> <p>放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理設備及び汚染管理設備を設ける。</p> <p>(ii) 試料分析関係設備</p> <p>再処理施設の放射線管理に伴う試料類を分析・測定するため、測定機器を備える。</p> <p>(iii) 放射線監視設備</p> <p>管理区域内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリア モニタ、ダスト モニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。</p> <p>(iv) 個人管理用設備</p> <p>放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホール ボディ カウンタを備える。</p> <p>添付書類六 8.4.1 出入管理関係設備</p> <p>出入管理及び汚染管理のため、次の設備を設ける。</p> <p>(1) 出入管理設備</p> <p>再処理施設の管理区域への立入りは、原則としてゲート等の出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とし、ここで放射線業務従事者等の出入管理及び物品類の搬出入管理を行う。</p> <p>ただし、使用済燃料輸送容器、大型機器等の搬出入に際しては、各施設の機器搬入口で放射線業務従事者等の出入管理及び物品類の搬出入管理を行なうこととし、必要に応じて臨時の出入管理設備を設ける。</p> <p>また、放射線管理に必要な各種サーベイ メータ等を備える。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(o) 放射線管理施設</p> <p>再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室及びその他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。</p> <p>共用は第15条（共用）の比較表で提示</p> <p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 出入管理関係設備</p> <p>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設ける。</p> <p>共用は第15条（共用）の比較表で提示</p> <p>(ii) 試料分析関係設備</p> <p>作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を備える。</p> <p>(iii) 放射線監視設備</p> <p>管理区域の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。</p> <p>(iv) 個人管理用設備</p> <p>放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。</p> <p>共用は第15条（共用）の比較表で提示</p> <p>添付書類六 8.1.4.1 出入管理関係設備</p> <p>出入管理及び汚染管理のため、次の設備を設ける。</p> <p>(1) 出入管理設備</p> <p>再処理施設の管理区域への立入りは、原則としてゲート等の出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とし、ここで放射線業務従事者等の出入管理及び物品類の搬出入管理を行う。</p> <p>ただし、使用済燃料輸送容器、大型機器等の搬出入に際しては、各施設の機器搬入口で放射線業務従事者等の出入管理及び物品類の搬出入管理を行なうこととし、必要に応じて臨時の出入管理設備を設ける。</p> <p>共用は第15条（共用）の比較表で提示</p> <p>また、放射線管理に必要な各種サーベイメータを備える。</p>	<p>「放射線管理施設とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設をいう。」について、既許可申請書本文リ項に放射線管理施設を記載している。</p> <p>また、本文記載事項に対する設計方針として既許可申請書添付書類六「8.1.4.1 出入管理関係設備、8.1.4.2 試料分析関係設備、8.1.4.3 放射線監視設備、8.1.4.5 個人管理用設備、8.1.4.6 その他の設備」に放射線管理施設（放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設）を記載している。</p> <p>「必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる」については、既許可申請書添付書類六「8.1.4.3 放射線監視設備」に「屋内モニタリング設備は、中央制御室において集中して監視又は記録する」、「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要なモニタリング設備の監視又は記録を行う。」と記載している。</p> <p>したがって、指針から明確化されたものは、許認可実績等で満たしていると考えられる。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化を実施する。</p>	<p>【記載の適正化（本文リ項及び添付書類記載内容の取り込み）】</p> <p>放射線管理施設について規則解釈の表現を踏まえて記載</p>

事業指定基準規則第23条と許認可実績・適合方針との比較 (2/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>(2) 汚染管理設備 管理区域への出入りに伴う汚染の管理を行うため、更衣室、シャワールーム、手洗い場、退出モニタ等を設ける。また、汚染サーベイメータ及び汚染除去用器材を備える。</p> <p>添付書類六 8.4.2 試料分析関係設備 再処理施設の放射線管理に伴う放射性廃棄物の放出管理用試料、作業環境の放射線管理用試料等の一般化学分析、放射化学分析、放射能測定等を行うため、次の設備を備える。</p> <p>(2) 放射能測定設備 作業環境等の放射線管理用試料中の放射性物質の濃度等を測定するため放射能測定機器を備える。</p> <p>添付書類六 8.4.3 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p> <p>(1) 屋内モニタリング設備 再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルを監視するため、主要な箇所屋内モニタリング設備を設ける。 屋内モニタリング設備には、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置がある。エリアモニタ及びダストモニタは、各施設の作業環境の主要な箇所の線量当量率又は空気中の放射性物質濃度を監視するために設ける。また、臨界警報装置は、臨界事故が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、臨界事故を想定した場合、放射線業務従事者等が多量放射線被ばくを受けるおそれのある区域において、臨界事故の発生を直ちに報知するために設ける。 屋内モニタリング設備は、中央制御室において集中して監視又は記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する。臨界警報装置は、非常用所内電源系統に接続できる設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要なモニタリング設備の監視又は記録を行う。 屋内モニタリング設備は、監視対象箇所想定される放射線レベル又は放射能レベルを十分測定できるようにするとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考にして、事故時には、建屋立入りのための線量当量率の状況が把握できるようにする。 屋内モニタリング設備には次のものがあり、監視対象箇所の放射線状況に応じて適切な設備を選んで設置する。主な監視対象区域を第8.4-1表(1)～第8.4-1表(3)に示す。</p> <p>a. エリアモニタ ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ</p> <p>b. ダストモニタ ベータ線ダストモニタ アルファ線ダストモニタ</p> <p>c. 臨界警報装置</p>	<p>(2) 汚染管理設備 管理区域への出入りに伴う汚染管理及び除染を行うため、更衣室、シャワールーム、手洗い場及び退出モニタを設ける。また、汚染サーベイメータ及び汚染除去用器材を備える。さらに、管理区域で使用した防護衣の洗濯を行う洗濯設備を設ける。 洗濯設備は、再処理事業所内の廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設及び核燃料物質の使用施設の管理区域で使用した汚染のない防護衣の洗濯も行う。</p> <p>添付書類六 8.1.4.2 試料分析関係設備 再処理施設の放射線管理に伴う放射性廃棄物の放出管理用試料、作業環境の放射線管理用試料及び環境試料の一般化学分析、放射化学分析及び放射能測定を行うため、次の設備を備える。</p> <p>(2) 放射能測定設備 作業環境等の放射線管理用試料中の放射性物質の濃度等を測定するため放射能測定機器を備える。</p> <p>添付書類六 8.1.4.3 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p> <p>(1) 屋内モニタリング設備 再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルを監視するため、主要な箇所屋内モニタリング設備を設ける。 屋内モニタリング設備には、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置がある。エリアモニタ及びダストモニタは、各施設の作業環境の主要な箇所の線量当量率又は空気中の放射性物質の濃度を監視するために設ける。また、臨界事故が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、多数の管理方法の組合せで臨界を防止していることにより、臨界管理上重要な施設としている溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室周辺にて、臨界の発生を直ちに検知するとともに、従事者に臨界事故の発生を報知するため、臨界警報装置を設ける。 エリアモニタ及びダストモニタは、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する。エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要なモニタリング設備の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。 臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する。また、非常用所内電源系統に接続できる設計とする。 屋内モニタリング設備は、監視対象箇所想定される放射線レベル又は放射能レベルを十分測定できるようにするとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考にして、事故時には、建屋立入りのための線量当量率の状況が把握できるようにする。 屋内モニタリング設備には次のものがあり、監視対象箇所の放射線状況に応じて適切な設備を選んで設置する。主な監視対象区域を第8.1-1表(1)～第8.1-1表(3)に示す。</p>		

共用は第15条（共用）の比較表で提示

事業指定基準規則第23条と許認可実績・適合方針との比較 (3/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>(3) 放射線サーベイ機器 平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度を測定監視するために、放射線サーベイ機器を設ける。 放射線サーベイは、外部放射線に係る線量当量率については携帯用の各種サーベイメータにより、空気中の放射性物質の濃度についてはサンプリング法により、また、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度についてはサーベイメータ又はスマイヤ法による放射能測定により行う。 放射線サーベイ関係主要測定器及び器具は、次のとおりである。 アルファ線用サーベイメータ ベータ・ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ ダスト サンプラ ガス モニタ ダスト モニタ</p> <p>添付書類六 8.4.5 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくによる線量当量を測定する個人線量計と、内部被ばくによる線量を評価するためのホールボディカウンタ等を備える。</p> <p>添付書類六 8.4.6 その他の設備 放射線監視設備及び機器を定期的に点検校正し計測器の信頼度を維持するために、必要な機器を設ける。 また、平常時及び事故時の放射線防護に必要な防護衣、呼吸器、防護マスク等の防護具類を備える。</p>	<p>a. エリアモニタ ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ b. ダストモニタ ベータ線ダストモニタ アルファ線ダストモニタ c. 臨界警報装置</p> <p>(3) 放射線サーベイ機器 平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を測定監視するために、放射線サーベイ機器を備える。 放射線サーベイは、外部放射線に係る線量当量率については携帯用の各種サーベイメータにより、空気中の放射性物質の濃度についてはサンプリング法により、また、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度についてはサーベイメータ又はスマイヤ法による放射能測定により行う。 放射線サーベイ関係の主要測定器及び器具は、次のとおりである。 アルファ・ベータ線用サーベイメータ ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ ダストサンプラ ガスモニタ ダストモニタ</p> <p>添付書類六 8.1.4.5 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくに係る線量当量を測定する個人線量計と、内部被ばくによる線量を評価するためのホールボディカウンタを備える。</p> <p>共用は第15条（共用）の比較表で提示</p> <p>添付書類六 8.1.4.6 その他の設備 放射線監視設備及び機器を定期的に点検校正し計測器の信頼度を維持するために、必要な機器を設ける。 また、平常時及び事故時の放射線防護に必要な防護衣、呼吸器、防護マスク等の防護具類を備える。</p>		

事業指定基準規則第23条と許認可実績・適合方針との比較 (4/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>(放射線管理施設)</p> <p>第二十三条</p> <p>2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p> <p>(第23条 放射線管理施設)</p> <p>2 第2項に規定する「必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる」とは、制御室において放射線管理に必要なエリア放射線モニタによる空間線量率を、また、伝達する必要がある場所において管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度をそれぞれ表示できることをいう。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>記載なし</p> <p>リ. 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(iii) 放射線監視設備</p> <p>管理区域内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。</p> <p>添付書類六 8.4.3 放射線監視設備</p> <p>放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p> <p>(1) 屋内モニタリング設備</p> <p>再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルを監視するため、主要な箇所に屋内モニタリング設備を設ける。</p> <p>屋内モニタリング設備には、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置がある。エリアモニタ及びダストモニタは、各施設の作業環境の主要な箇所の線量当量率又は空気中の放射性物質濃度を監視するために設ける。また、臨界警報装置は、臨界事故が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、臨界事故を想定した場合、放射線業務従事者等が多量な放射線被ばくを受けるおそれのある区域において、臨界事故の発生を直ちに報知するために設ける。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(o) 放射線管理施設</p> <p>再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室及びその他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設ける設計とする。</p> <p>共用は第15条(共用)の比較表で提示</p> <p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(iii) 放射線監視設備</p> <p>管理区域の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。</p> <p>添付書類六 8.1.4.3 放射線監視設備</p> <p>放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p> <p>(1) 屋内モニタリング設備</p> <p>再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルを監視するため、主要な箇所に屋内モニタリング設備を設ける。</p> <p>屋内モニタリング設備には、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置がある。エリアモニタ及びダストモニタは、各施設の作業環境の主要な箇所の線量当量率又は空気中の放射性物質の濃度を監視するために設ける。また、臨界事故が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、多数の管理方法の組合せで臨界を防止していることにより、臨界管理上重要な施設としている溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室周辺にて、臨界の発生を直ちに検</p>		<p>【記載の適正化(添付書類記載内容の取り込み)】</p> <p>制御室に加えて、放射線管理に係る情報の表示箇所の明確化を図ったものであり、規則の解釈の要求に適合させるよう記載を追加</p>

事業指定基準規則第23条と許認可実績・適合方針との比較 (5/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>屋内モニタリング設備は、中央制御室において集中して監視又は記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する。臨界警報装置は、非常用所内電源系統に接続できる設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要なモニタリング設備の監視又は記録を行う。</p> <p>屋内モニタリング設備は、監視対象箇所想定される放射線レベル又は放射能レベルを十分測定できるようにするとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考にして、事故時には、建屋立入りのための線量当量率の状況が把握できるようにする。</p> <p>屋内モニタリング設備には次のものがあり、監視対象箇所の放射線状況に応じて適切な設備を選んで設置する。主な監視対象区域を第8.4-1表(1)～第8.4-1表(3)に示す。</p> <p>a. エリア モニタ ガンマ線エリア モニタ 中性子線エリア モニタ</p> <p>b. ダスト モニタ ベータ線ダスト モニタ アルファ線ダスト モニタ</p> <p>c. 臨界警報装置</p> <p>添付書類七 2.2.4 線量当量率等の測定 放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため放射線測定器により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。</p>	<p>知するとともに、従事者に臨界事故の発生を報知するため、臨界警報装置を設ける。</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタは、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する。エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要なモニタリング設備の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。</p> <p>臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する。また、非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</p> <p>屋内モニタリング設備は、監視対象箇所想定される放射線レベル又は放射能レベルを十分測定できるようにするとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考にして、事故時には、建屋立入りのための線量当量率の状況が把握できるようにする。</p> <p>屋内モニタリング設備には次のものがあり、監視対象箇所の放射線状況に応じて適切な設備を選んで設置する。主な監視対象区域を第8.1-1表(1)～第8.1-1表(3)に示す。</p> <p>共用は第15条（共用）の比較表で提示</p> <p>a. エリアモニタ ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ</p> <p>b. ダストモニタ ベータ線ダストモニタ アルファ線ダストモニタ</p> <p>c. 臨界警報装置</p> <p>添付書類七 2.2.4 線量当量率等の測定 放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び放射能測定設備により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。</p> <p>また、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。</p>		